三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字八嶽一四、一四の一、一五の二、一七の一、一七の二、一九、二〇、二〇の一、二六の四、二七から二九まで、字足澤二〇から二五まで、字霧石二、二の一、二の二、四の一、四の二、坂宇場字向山三二の一（次の図に示す部分に限る。）、三三の一、三三の二、設楽町津具字五六、一の六九、一の八六、神田字一ノ又九の一、九の六、九の七、東栄町大字振草字上粟代小稲目二二、二三の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字横見三八、大字振草字古戸大多平一から四まで、設楽町津具字飯篠島一の二二、一の二四、一の四二、字高笹三の一、三の二〇（次の図に示す部分に限る。）、三の二一、三の六二、三の六三、字天狗棚一の四七、川向字九石二八の二二、字萩ノ平沢六の二、九の一二、清崎字山手一、四、五の一、五の二、字坊口二四、二五の三、田峯字西川三六の三、三七、豊根村坂宇場字猪古里四八の二、四九、五〇の五、三沢字松葉二六、字関口二七の一、二八、富山字大平一、三の二、字松船七の四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字八嶽一四、一四の一、一五の二、一七の一、一七の二、一九、二〇、二〇の一、二六の四、二七から二九まで、字足澤二〇から二五まで、字霧石二、二の一、二の二、四の一、四の二、坂宇場字向山三二の一（次の図に示す部分に限る。）、三三の一、三三の二、設楽町津具字五六、一の六九、一の八六、神田字一ノ又九の一、九の六、九の七、東栄町大字振草字上粟代小稲目二二、二三の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村三沢字大嶋一一の一、一三（次の図に示す部分に限る。）、字山下四六の四、四六の五、四七、四八の二、設楽町田内字梨久蔵日カゲ一の一から一の三まで、字梨久蔵一の三〇、一の三一、一の三二、一の三四、西納庫字宮平三二の一、字松山一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市東上町本宮山一の一三、一の一二五、上長山町本宮下三（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月七日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五色谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成九年建設省告示第千三百六十八号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字ゴシキ谷五三五番三
一号
六一五番一　二号から四号
六一〇番二地先道路敷　五号
ロ　次に掲げる土地
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字ゴシキ谷五四四番二
五四三番四

○国土交通省告示第五百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月七日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
若鍋谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
鳥取県八頭郡智頭町市瀬
字若サビ
二五四二番一及び二五四二番二
二五四三番
字横路上下
二五四五番
二五四八番
二五五三番四から二五五三番七まで